計画書

東播都市計画地区計画の変更(加西市決定)

都市計画西笠原町地区地区計画を次のように変更する。

名称		西笠原町地区地区計画
位置		加西市西笠原町及び三口町の各一部
区域		計画図表示のとおり
面積		約 5. 7ha
区	地区計画の目標	本地区は、本市の南部、下里地区の中心に位置し、国道 372
域		号に接しており、北条鉄道法華口駅に近接するなど、加古川市
0		や姫路市からアクセス至便な交通結節拠点となっている。ま
整		た、本地区周辺には、下里小学校、加西特別支援学校、下里郵
備		便局などの公共施設が集積しており校区の中心拠点である。加
		西市都市計画マスタープランでは地域拠点及び土地活用促進
開		地区の既存集落活力向上型に位置付け、職住近接のまちづくり
発		や住宅地整備の支援を進めるとしている。
及		本地区計画により、活力低下に抗する地域の求心力となる
び		商業施設の再整備や住宅地整備を図り、既存集落の良好な住
保		環境の整備を進めることで、地域拠点としてのまちづくりを
全		進めていく。
に	土地利用の方針	周辺地域の住環境や営農環境の保全に配慮しつつ、無秩序な
関		街区形成を防止し、地域拠点にふさわしい施設整備と活力向上
す		に資する適切な土地利用を進める。
る		主に商業施設の再整備を図る地域交流拠点地区、住宅地整備
方		を図る新規住宅地区、既存集落の活力向上と職住近接のまちづ
針		くりを進める既存集落地区に細区分し、適切な土地利用を誘導
		する。
	地区施設の整備	本地区を含む地域拠点における良好な環境を形成し維持す
	の方針	るため、区画道路及び緑地を適切に配置する。
	建築物等の整備	地域拠点と周辺環境と調和したまちづくりを進めるため、
	の方針	建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、建築
		物の高さの最高限度、壁面の位置の制限、建築物等の形態又
		は色彩その他の意匠の制限及び建築物の緑化率の最低限度を
		定める。

地	地	道	路	名称	幅員		延長	
区	区施	(配置は 計画図表		1号道路	6 m		約 260m	
整	設							
備	の配	示	のとお					
計	配置及	ŋ)					
画	び	公	園	名称 面積		面積		
	規模	(配置は	1 号緑地 約 44		約 400	$00\mathrm{m}^2$	
		計	画図表					
		示	のとお					
		り)						
	地区	の	名称	地域交流拠点地区	新規住宅地区		既存集落地区	
	細区	分	面積	約1.1ha	約1. 1ha		約3.5ha	
	建	建	築物等	建築することがで	きる建築物は、	次に掲げ	ざるものとする。	
	建築物等に	0)	用途の	ただし、この地区整備計画の適用の際現に存する建築物又				
	等	制限		は現に建築、修繕若しくは模様替の工事中の建築物がこの規				
	に 関			定に適合せず、又はこの規定に適合しない部分を有する場合			『分を有する場合	
	する			においては、当該建築物又は建築物の部分に対しては、この				
	関する事項			規定は、適用しない。	ס			
	垻			(1) 日用品の販売	(1)建築基準	法(昭 (1) 建築基準法別	
				を主たる目的と	和25年法律	第201	表第2(い)の項	
				する店舗でその	号) 別表第 2	2 (١١)	第1号、第2号又	
				用途に供する部	の項第1号	、第2	は第3号に掲げ	
				分の床面積の合	号又は第3	号に	るもの	
				計が3,000㎡以内	掲げるもの	(2) 建築基準法別	
				のもののうち、日	(2) 建築基達	善法别	表第2(は)の項	
				本標準産業分類	表第2(は)	の項	第5号に掲げる	
				(令和5年総務	第5号に掲	げる	もの	
				省告示第256号)	もの	(3) 事務所でその	
				に定める次の中	(3) 休憩所、	公衆	用途に供する部	
				分類コード及び	便所又はこ	ごみ置	分の床面積の合	
				小分類コードの	場の上家		計が600㎡以内の	
				うちいずれかに	(4) 前各号の)建築	もの	
				該当する業種で	物に附属す	るも (4) 工場(建築基	
				あると市長が認	の		準法別表第2	

めるもの (る)	の項に掲げ
ア 56 各種商品 るもの)を除く。)
小売業でその	り用途に供
イ 58 飲食料品 する音	部分の床面
小売業 積の台	計が600㎡
ウ 603 医薬品・ 以内の	もの
化粧品小売業 (5) 倉	庫(倉庫業
(2)建築基準法別 を営む	らものを除
表第2(い)の項 く。)	でその用途
第1号、第2号又 に供っ	ける部分の
は第3号に掲げ 床面積	責の合計が
るもの 600 m²	以内のもの
(3) 建築基準法別 (6) 診	療所
表第2(は)の項 (7)建	築基準法別
第5号に掲げる 表第2	(は)の項
もの 第4号	号に掲げる
(4)バス(道路運送	
法(昭和26年法律 (8)休	憩所、公衆
第183号)第3条 便所3	又はごみ置
第1号イの項に 場の上	宗
規定する一般乗 (9)前	各号の建築
合旅客自動車運物に降物に降	付属するも
送事業又は同法のの	
第78条第2号に	
規定する自家用	
有償旅客運送の	
用に供する道路	
運送車両法(昭和	
26 年 法 律 第 185	
号)第2条第1項	
に規定する道路	
運送車両をいう。	
以下同じ。)の停	
留所の上家	
(5) 道路案内所又	
は観光案内所	

	(6)休憩所、公衆
	便所又はごみ置
	場の上家
	(7) 倉庫(倉庫業
	を営むものを除
	く。)でその用途
	に供する部分の
	床面積の合計が
	600㎡以内のもの
	(8) 工場(建築基
	準 法 別 表 第 2
	(る)の項に掲げ
	るものを除く。)
	でその用途に供
	する部分の床面
	積の合計が50 m²
	以内のもの
	(9) 前各号の建築
	物に附属するも
	0
建築物の	180 ㎡とする。ただし、バスの停留所の上家、休憩所、公衆
敷地面積	 便所若しくはごみ置場の上家、道路案内所若しくは観光案内所
の最低限	の敷地、この地区整備計画の適用の際現に存する建築物の敷地
度	 若しくは現に建築、修繕若しくは模様替の工事中の建築物の敷
	 地がこの規定に適合せず、又はこの規定に適合しない部分を有
	する場合においては、当該建築物の敷地又はその敷地の部分に
	対しては、この規定は、適用しない。
建築物の	12mとする。ただし、この地区整備計画の適用の際現に存す
高さの最	 る建築物若しくは現に建築、修繕若しくは模様替の工事中の建
高限度	 築物がこの規定に適合せず、又はこの規定に適合しない部分を
	 有する場合においては、当該建築物又はその部分に対しては、
	この規定は、適用しない。
壁面の位	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線まで
置の制限	の距離は、敷地面積が 180 ㎡以上のものに限り、1 m以上と
	する。ただし、この地区整備計画の適用の際現に存する建築
	物の敷地若しくは現に建築、修繕若しくは模様替の工事中の

		建築物がこの規定に適合せず、又はこの規定に適合しない部		
		分を有する場合においては、当該建築物又はその部分に対し		
		ては、当該規定は、適用しない。		
	建築物等	建築物の形態又は色彩その他の意匠については、周辺環境と		
	の形態又	の調和に配慮したものとし、詳細については次のとおりとす		
	は色彩そ	る。ただし、この地区整備計画の適用の際現に存する建築物若		
	の他の意	しくは現に建築、修繕若しくは模様替の工事中の建築物がこの		
	匠の制限	 規定に適合せず、又はこの規定に適合しない部分を有する場合		
		においては、当該建築物又はその部分に対しては、当該規定は、		
		適用しない。		
		(1)マンセル色票系において、赤(R)又は橙(YR)		
		外 (1) (
		及りる。		
		屋 (2)マンセル色票系において、 黄(Y)系の色相を使用		
		根のする場合は、おおむね彩度4以下とする。		
		色 (3)マンセル色票系において、その他の色相を使用する		
		** 場合は、おおむね彩度2以下とする。		
	建築物の	建築物の緑化率の最低限度は、次のとおりとする。ただし、		
	緑化率の	この地区整備計画の適用の際現に存する建築物の敷地若しく		
	最低限度	は現に建築、修繕若しくは模様替の工事中の建築物の敷地がこ		
		の規定に適合せず、又はこの規定に適合しない部分を有する場		
		合においては、当該建築物の敷地又はその敷地の部分に対して		
		は、当該規定は、適用しない。		
		敷地面積が1,000㎡ 敷地面積が1,000㎡以上のものに限り、		
		以上のものに限り、 10%とする。		
		5%とする。		
[호류	「区域及び地区施設の配置は計画図表示のとおり」			

「区域及び地区施設の配置は計画図表示のとおり」

理由書

本地区周辺は、既存宅地制度にて建築されたスーパーマーケットや小学校、郵便局など教育施設、生活サービス施設が集積する小学校区の中心拠点である。国道372号と主要地方道高砂北条線が交差する交通利便性の高い位置にあり、加西市都市計画マスタープランでは地域拠点及び土地活用促進地区の既存集落活力向上型に位置付けており、職住近接のまちづくりや住宅地整備の支援を進めるとしている。

しかし、令和3年2月にスーパーマーケットが撤退、建築物を除却したことから、商業施設の立地が困難になり、それを起因として地域の求心力が薄れ、小学校区全体の活力低下が顕著になっているため、上位計画で掲げる目標の実現が困難になっている。また、太陽光発電施設の集落内への無秩序な設置による不良な街区の環境の形成のおそれについて懸念されている。

それらの課題に対応するため、当該地域では商業施設と住宅地の誘致による活力再生まちづくり活動を進めることになった。これら地域主体のまちづくりを推進するため、令和4年10月に本地区計画を決定した。

商業施設や住宅地の誘致が難航する状況下で、市場のニーズや環境の変化に対応する とともに、幹線道路沿道の立地条件を活かした拠点づくりができるよう建築物等の用途 の制限を変更する。